

規 則

卸売市場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十二号

卸売市場法施行細則の一部を改正する規則

卸売市場法施行細則（令和元年埼玉県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号5②の（記載上の注）中「残高」を「返済・償還額」と改める。

「（記載上の注意） 認定を受けた他の卸売市場において

様式第四号第1の2中

つては、(1)から(3)までの表を本卸売市場分を含めた全ての認定を受けた卸売市場分とすること。

「（記載上の注意）

卸売業務を行っている者にあつては、(1)から(3)までの表を本卸売市場分及び当該他の卸売市場の合計についてそれぞれ作成すること。

1 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者にあつては、(1)から(3)までの表を本卸売市場分及び当該他の卸売市場の合計についてそれぞれ作成すること。

2 金額、委託手数料、買付販売利益（損失）消費税額及び地方消費税額に相当する額を

業務を行っている者にあつては、(1)から(3)までの表を本卸売市場分及び当該他の卸売市場の合計についてそれぞれ作成すること。

「A」及び「B」の欄は、

金額及び販売利益（損失）金額の欄は、
金額を記載すること。
「A」及び「B」の欄は、

「A」の欄は、(記帳上の注)中「残高」及び「返済・償還額」と改める。
「B」の欄は、(記帳上の注)中「場外指定保管場所」及び「指定年月日」及び「指定年月日」に改める。
「A」及び「B」の欄は、(記帳上の注)を次のように改める。

(記載上の注意) 温度管理の有無の欄については、場外保管場所が低温又は定温管理機能を有する施設である場合には「有」を、当該機能を有しない施設である場合には「無」を記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。